

# 令和3年 第4回定例教育委員会

令和3年4月26日（月）  
午後2時00分から  
宮代町役場204会議室

## 1 開会の宣言

教育長

## 2 挨拶

## 3 概要報告

## 4 事務局報告

### (1) 教育総務関係

ア 令和3年度教育委員会事務局組織等について

① 令和3年度教育推進課内職員配置 . . . . . P 1

② 令和3年度宮代町教育関係組織一覧 . . . . . P 2

イ 令和2年度 教育委員会事務の執行状況 . . . . . 別冊

ウ 令和3年4月宮代町議会臨時会関係

① 令和3年度 宮代町一般会計補正予算（第1号）について【追加資料】  
. . . . . P 2-2

### (2) 学校教育関係

ア 5月の行事予定について . . . . . P 3

イ 5月の事業予定について

## 5 審議案件

議案第 7号 宮代町就学支援委員会委員の委嘱について . . . . . P 5

議案第 8号 宮代町立小・中学校への研究委嘱について . . . . . P 8

議案第 9号 宮代町立小・中学校司書教諭の発令について . . . . . P10

議案第10号 宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会委員の委嘱について  
. . . . . P12

議案第11号 宮代町学校運営協議会委員の委嘱について . . . . . P15

議案第12号 宮代町立小中学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情  
対応実施要綱の一部を改正する要綱について . . . . . P19

## 6 その他

## 7 次回教育委員会について

## 8 閉会宣言

教育長



## (1)令和3年度教育委員会事務局組織等について

ア 令和3年度教育推進課内職員配置（下線部変更・異動箇所）

教育推進課長

大場 崇明

### 《教育総務担当》

主幹(兼学校給食センター所長)  
主 査  
主 任

青 柳 誠  
高 橋 道 彰  
高 塚 康 子

### 《学校教育担当》

学校管理幹兼副課長  
指導主事  
指導主事  
指導主事  
主 任

塚 越 健 一  
加 藤 裕 一  
鶯 川 裕 介  
齋 藤 真 美 子  
舛 井 恵 未

### 《生涯学習室》

室長(兼公民館長、郷土資料館長)

草 野 公 浩

(生涯学習・スポーツ振興担当)

主 査  
主 査  
主 査  
主 任  
主 任  
主 事

田 代 宇 隆  
川 崎 章 人  
宮 部 俊 周  
細 井 学  
柿 沼 知 子  
鈴 木 惇 也

(郷土資料館担当)

主 幹  
主 査  
主 事

青 木 豊  
横 内 美 穂  
久 米 美 夏

イ 令和3年度宮代町教育関係組織一覧〔令和3年4月1日現在〕

◎小中学校一覧

須賀小学校	宮代町大字須賀1425-1	TEL33-1325	児童数 310	学級数 14
	校長 高野 桂子 / 教頭 工藤 将之			
百間小学校	宮代町字西原261	TEL32-0157	児童数 357	学級数 14
	校長 山口 隆夫 / 教頭 和田 浩			
東小学校	宮代町百間5-8-48	TEL32-0214	児童数 374	学級数 14
	校長 小山 裕之 / 教頭 六平 亘			
笠原小学校	宮代町字百間1105	TEL34-8480	児童数 488	学級数 19
	校長 白石 昌孝 / 教頭 中村 浩二			
須賀中学校	宮代町大字須賀1426-1	TEL33-1326	生徒数 195	学級数 8
	校長 瀬田 浩 / 教頭 渡邊 良文			
百間中学校	宮代町宮代3-7-38	TEL32-0142	生徒数 299	学級数 11
	校長 鈴木 修平 / 教頭 田中 理恵子			
前原中学校	宮代町字中461	TEL34-0631	生徒数 180	学級数 8
	校長 長井 勝利 / 教頭 平原 隆範			

◎教育施設・関係機関電話番号一覧

須賀小学校	TEL0480-33-1325	学校給食センター	32-5711
百間小学校	32-0157	宮代高等学校	32-4388
東小学校	32-0214	宮代特別支援学校	35-2432
笠原小学校	34-8480	日本工業大学	34-4111
須賀中学校	33-1326	宮代幼稚園	32-3640
百間中学校	32-0142	宮代須賀幼稚園	34-5265
前原中学校	34-0631	宝光寺幼稚園	32-3833
和戸公民館		姫宮成就院幼稚園	32-4599
百間公民館		杉戸警察署	33-0110
川端公民館		宮代消防署	34-0119
須賀中さわやか相談室	33-4500	学童保育(須賀小)	32-8208
百間中さわやか相談室	32-7900	学童保育(百間小)	33-8740
前原中さわやか相談室	33-2500	学童保育(東小)	33-8680
総合運動公園	32-1543	学童保育(笠原小)	33-8744
町立図書館	34-9944	埼玉県教育局	048-824-2111
郷土資料館	34-8882	東部教育事務所	048-737-2727

## (2) 学校教育関係

### ア 5月の行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

日 付	小 学 校	中 学 校
1日(土)	開校記念日(笠)	開校記念日(百)
2日(日)		
3日(月)	憲法記念日	憲法記念日
4日(火)	みどりの日	みどりの日
5日(水)	こどもの日	こどもの日
6日(木)	内科検診(須) 歯科健診(百)	
7日(金)	交通安全教室(須) 離任式・心臓検診(百) 引き渡し訓練(東) 離任式(笠)	
8日(土)	土曜授業(須)	土曜授業(須・百)
9日(日)		
10日(月)	小中合同避難訓練(須) 内科検診(百) 心臓検診<小>	小中合同避難訓練(須) 教育実習~5/28(前)
11日(火)	内科検診(東) 表札訪問~14日(笠)	内科検診(須)
12日(水)	かえでキッズタイム(須) 小中連絡会(百)	小中連絡会(前)
13日(木)	埼玉県学力・学習状況調査	埼玉県学力・学習状況調査
14日(金)	眼科検診(東)	
15日(土)		
16日(日)		
17日(月)	避難訓練・引き渡し訓練(須) 教育実習~6/4(笠)	教育実習~6/4(須・百)
18日(火)	眼科検診(笠) 内科検診(東)	内科検診(須)
19日(水)	眼科検診(百)	
20日(木)	陸上記録会(東)	中間テスト(百・前)
21日(金)	ふれあいデー 校内硬筆競書会(笠)	ふれあいデー 心臓健診<中> 通信陸上大会<中>
22日(土)		英語検定(須・前)
23日(日)		
24日(月)	硬筆競書会(須) 個人面談~28日(百) プール清掃(東)	中間テスト・校長交換講話(須) 内科検診(百)

25日(火)	校内硬筆展～6/1(須) プール清掃(須・笠) 硬筆競書会(東) 小中連絡会(須・東・笠)	小中連絡会(須・百)
26日(水)	眼科検診(須) 校内硬筆展～(笠)	1年生授業参観(須)
27日(木)	全国学力・学習状況調査 校内硬筆展(笠)	全国学力・学習状況調査
28日(金)		
29日(土)	学校公開日・学校評議員会(笠)	英語検定(百)
30日(日)		
31日(月)	表札訪問～6/4(須)	生徒総会(須・百)

#### イ 5月の事業予定について(教育委員会主催事業)

日付	内 容	場 所
6日(木)	I C T研修会	各校(オンライン)
10日(月)	教育長訪問	各中学校
11日(火)	教育長面談<中学校>	役場 204 会議室
12日(水)	教育長訪問	各小学校
13日(木)	教育長面談<小学校>	役場 204 会議室
17日(月)	町教科指導員委嘱式	役場 202 会議室
18日(火)	第1回学力向上検討委員会	役場 202 会議室
25日(火)	環境教育担当者会議	役場 204 会議室
27日(木)	人権教育担当者会議	役場 204 会議室

議案第7号

宮代町就学支援委員会の委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町就学支援委員会の委員に委嘱することについて議決を求める。

令和3年4月26日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町就学支援委員会の委員に委嘱したいので、宮代町就学支援委員会  
条例第3条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は令和3年4月1日から令和4年3月31日とする。

宮代町就学支援委員会名簿

※任期 令和3年4月1日～令和4年3月31日

	区 分	役 職 名	氏 名
1	1号委員	宮代町医師会	鈴木 仁志
2	2号委員	宮代特別支援学校	川上 紀子
3	2号委員	宮代特別支援学校	小林祐太郎
4	2号委員	春日部特別支援学校	栗城比菜子
5	2号委員	言語聴覚士	田尻恵美子
6	4号委員	子育て支援課長	横内 宏巳
7	3号委員	須賀小学校 校長	高野 桂子
8	3号委員	百間小学校 校長	山口 隆夫
9	3号委員	東 小学校 校長	小山 裕之
10	3号委員	笠原小学校 校長	白石 昌孝
11	3号委員	須賀中学校 校長	瀬田 浩
12	3号委員	百間中学校 校長	鈴木 修平
13	3号委員	前原中学校 校長	長井 勝利
14	3号委員	須賀小学校 教諭	西谷かおり
15	3号委員	百間小学校 教諭	高澤 七帆
16	3号委員	東 小学校 教諭	續橋 典子
17	3号委員	笠原小学校 教諭	藤田 美紀
18	3号委員	須賀中学校 教諭	鶴田美千代
19	3号委員	百間中学校 教諭	田口 和紗
20	3号委員	前原中学校 教諭	植竹 正子
			定数は20名
	幹 事	宮代町教育委員会教育推進課 学校教育担当 指導主事	齋藤 真美子

※専門員委員会（第2～4回）は2・3・4及び14～20の委員により組織する。



【資料】 宮代町就学支援委員会条例（抜粋）

平成18年3月23日 条例第8号

（設置）

第1条 障害のある幼児、児童及び生徒（以下「障害児」という。）に対し、適正な就学に係る教育的支援を行うため、宮代町就学支援委員会（以下「就学支援委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 就学支援委員会は、宮代町教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

（1） 障害児の障害の種類及び程度の判断に関すること。

（2） 障害児の就学に係る教育的支援に関すること。

（組織）

第3条 就学支援委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者のうちから教育委員会が委嘱する。

（1） 医師 （2） 識見を有する者 （3） 教育経験者

（4） 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 就学支援委員会は、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

《以下、省略》

議案第8号

宮代町立小・中学校への研究委嘱につき議決を求めることについて

別紙のとおり宮代町立小・中学校への研究委嘱することについて議決を求める。

令和3年4月26日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙のとおり宮代町立小・中学校へ研究委嘱をしたいので、宮代町立小・中学校研究委嘱要綱及び宮代町立小・中学校研究委嘱実施要項の規定により、この案を提出するものである。

令和3年度 学校研修課題一覧表

宮代町教育委員会

須賀小学校	主体的にコミュニケーションを図り、仲間と共に学びを深めようとする児童の育成 ～豊かな表現力を高める授業の創造（国語科を中心として）～ （1年次）
百間小学校	仲間と豊かなかかわり（心配り）の中、進んで（全力投球）運動に取り組む児童の育成 ～学級経営を基盤とした授業づくり～（2年次）
東 小学校	自ら考え、学びに向かう東っ子の育成 ～思考し、判断・表現する力を育てる授業の工夫～ （国語科を中心にして）（1年次）
笠原小学校	『主体的に学びに向かい、表現できる児童の育成』 ～「読みたい、書きたい、伝えたい」国語科授業の創造～ （2年次）
須賀中学校	生きる力をはぐくむ小中一貫教育 主体的な学びに向かう生徒の育成 ～自ら「課題発見・課題解決」に取り組む学習指導の工夫～ （1年次）
百間中学校	確かな学力の向上を図る授業改善 ～「主体的・対話的で深い学び」の充実を通して～（2年次）
前原中学校	学ぶ力を高め、主体的・協働的に学び合える生徒の育成 ～新たな時代の授業づくりを目指して～（2年次）

議案第9号

宮代町立小・中学校司書教諭の発令につき議決を求めることについて

別紙の者に宮代町立小・中学校司書教諭を発令することについて議決を求める。

令和3年4月26日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者に宮代町立小・中学校司書教諭の発令をしたいので、宮代町立小・中学校管理規則第14条の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

宮代町立小・中学校司書教諭 発令名簿

司書発令期間 令和3年4月26日～令和4年3月31日

学 校 名	氏 名	発令の職名	司書教諭 経験年数
須賀小学校	富澤 孝子	司書教諭	18年
百間小学校	中村 智子	司書教諭	10年
東 小学校	久保田 優香	司書教諭	3年
笠原小学校	安島 明子	司書教諭	5年
須賀中学校	発令なし	保有者なし・8学級	
百間中学校	遠藤 充	司書教諭	2年
前原中学校	千代 裕子	司書教諭	3年

《参考》 宮代町立小・中学校管理規則（抜粋）

（司書教諭）

第14条の2 学校に、司書教諭を置く。ただし、学級の数が11以下の学校にあつては、当分の間、これを置かないことができる。

2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に関する職務をつかさどる。

3 司書教諭は、当該学校の主幹教諭又は教諭の中から校長の内申に基づき、教育委員会が命ずる。

議案第10号

宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会の委員の委嘱につき議決を求めること  
について

別紙の者を宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会の委員に委嘱することについて  
議決を求める。

令和3年4月26日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会の委員に委嘱をしたいので、宮代町立小・  
中学校一貫教育推進委員会設置規則第3条の規定により、この案を提出するものであ  
る。

宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会名簿

任期 令和3年5月1日～令和5年3月31日

番号	職・職名	氏名	備考
1	公募による町民	上田 悟	
2	公募による町民	齋藤 勉	
3	公募による町民	木村 由美子	
4	学校長	高野 桂子	須賀小学校
5	学校長	山口 隆夫	百間小学校
6	学校長	小山 裕之	東小学校
7	学校長	白石 昌孝	笠原小学校
8	学校長	瀬田 浩	須賀中学校
9	学校長	鈴木 修平	百間中学校
10	学校長	長井 勝利	前原中学校
11	保護者代表	*	須賀小学校
12	保護者代表	*	百間小学校
13	保護者代表	*	東小学校
14	保護者代表	* 団体推薦	笠原小学校
15	保護者代表	*	須賀中学校
16	保護者代表	*	百間中学校
17	保護者代表	*	前原中学校

事務局 ・塚越 健一（学校管理幹兼副課長）

・加藤 裕一（指導主事）

・鶴川 裕介（指導主事）

・齋藤真美子（指導主事）

【資料】 宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会設置規則（抜粋）

平成15年10月1日 教委規則第7号

最終改正 平成24年6月21日教委規則第3号

（設置）

第1条 宮代町立小・中学校の一貫教育に関する施策を適正かつ円滑に実施するため、宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について、助言や運営上の協力活動を行う。

- （1） 教育活動に関すること。
- （2） 児童生徒の交流に関すること。
- （3） 教職員の研修に関すること。
- （4） 施設の相互利用に関すること。
- （5） その他小・中学校の一貫教育に関すること。

（組織）

第3条 推進委員会は、次に掲げる者をもって組織し、教育委員会が任命する。

- （1） 公募による町民 3人
- （2） 宮代町立小・中学校長 7人
- （3） 宮代町立小・中学校保護者代表 7人

（任期）

第4条 推進委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 推進委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

《以下、省略》



議案第11号

宮代町学校運営協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町学校運営協議会委員に委嘱することについて議決を求める。

令和3年4月26日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町学校運営協議会委員に委嘱したいので、宮代町学校運営協議会規則第8条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は、令和3年4月1日から令和4年3月31日とする。

宮代町宮代町学校運営協議会委員名簿

任期 令和3年4月1日～令和4年3月31日

学校名	氏名	区分
東小学校	1 新井 智	(2) 設置学校の地域住民 (6) 学識経験者
	2 加藤 廸子	(2) 設置学校の地域住民
	3 小島 隆子	(2) 設置学校の地域住民 (6) 学識経験者
	4 佐藤 恵祐	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者 ※前PTA会長
	5 小泉 泰昭	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者 ※現PTA会長
	6 小山 裕之	(4) 設置学校の校長
	7 六平 亘	(5) 設置学校の教職員 ※教頭
須賀中学校	1 岩上 孔昭	(2) 設置学校の地域住民
	2 為ヶ谷 千佳子	(2) 設置学校の地域住民
	3 上田 悟	(3) 設置学校の運営に資する活動を行う者
	4 大和田 由梨	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者 ※現PTA本部役員
	5 栗本 隆雄	(3) 設置学校の運営に資する活動を行う者 ※元PTA本部役員
	6 瀬田 浩	(4) 設置学校の校長
	7 渡邊 良文	(5) 設置学校の教職員 ※教頭

※令和3年度は、小学校1校、中学校1校に設置し、今後は段階的に設置を進め、全校に学校運営協議会を設置する予定である。

【参考】宮代町学校運営協議会規則（抜粋）

令和3年3月24日 教委規則第1号

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という）について、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

（設置）

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「設置学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第4条 設置学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- （1）教育目標及び学校経営計画に関すること
- （2）教育課程の編成に関すること
- （3）組織編成に関すること
- （4）学校と保護者、地域住民等との連携による教育の充実に関すること
- （5）その他対象学校の校長が必要と認める事項に関すること。

2 設置学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、10名内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 設置学校の児童又は生徒の保護者
- (2) 設置学校の地域住民
- (3) 設置学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 設置学校の校長
- (5) 設置学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、設置学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は、第8条第1項の任命の日から任命の日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

2 会長が会議を招集し、議事を掌る。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

《以下、省略》

## 議案第12号

宮代町立小中学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応実施要綱の一部を改正する要綱について

別紙のとおり宮代町立小中学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応実施要綱の一部を改正することについて議決を求める。

令和3年4月26日

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

### 提 案 理 由

埼玉県立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応実施要綱及び埼玉県立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応要領の一部が改正されたことに伴い、宮代町立小中学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応実施要綱の一部を改正したいので、この案を提出するものである。

宮代町教委要綱第 号

宮代町立小中学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年4月26日

宮代町教育委員会教育長 中村敏明

宮代町立小中学校の人事評価及び評価区分に関する苦情対応実施要綱の一部を改正する要綱

宮代町立小中学校の人事評価及び評価区分に関する苦情対応実施要綱（平成19年教育長決裁）の一部を次のように改正する。

第1条中、「第13条及び埼玉県市町村立学校職員の人事評価実施要領（以下「実施要領」という。）10」を「第15条、埼玉県市町村立学校職員の人事評価実施要領（以下「実施要領」という。）14及び埼玉県市町村立学校会計年度任用職員の人事評価実施要領（以下「会計年度要領」という。）15」に改める。

第2条第1項第1号中、イの次に次のように加える。

ウ 会計年度要領12に規定する評価結果に対する苦情

第5条第3項中、「第2条（1）ア」の次に「、ウ」を加える。

第6条第1項中、「実施要領10（1）」の次に「、会計年度要領（12）」を加え、同条第2項中、「第2条（1）ア」の次に「、ウ」を、「最終評価結果」の次に「又は評価結果」を加える。

第8条第1項中、「第2条（1）ア」の次に「、ウ」を加える。

第12条第1項中、「第2条（1）ア」の次に「、ウ」を加える。

第15条第1項中、「実施要領10（2）」の次に「及び会計年度要領12（2）」を加える。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

宮代町立小中学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応実施要綱新

旧対照表

改正案	現行
<p>宮代町立小中学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応実施要綱 平成19年教育長決裁</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、埼玉縣市町村立学校職員の人事評価に関する規則（以下「規則」という。）<u>第15条、埼玉縣市町村立学校職員の人事評価実施要領（以下「実施要領」という。）14及び埼玉縣市町村立学校会計年度任用職員の人事評価実施要領（以下「会計年度要領」という。）15</u>並びに人事評価結果の昇給及び勤勉手当への活用に関する取扱要領（以下「取扱要領」という。）7の規定に基づいて、宮代町立小中学校職員の宮代町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）への苦情の申出及び相談についての対応に関し必要な事項を定め、もって宮代町立小中学校職員の人事評価の公正性・公平性の確保に資することを目的とする。</p> <p>(対象となる苦情)</p> <p>第2条 対象となる苦情は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 苦情申出</p> <p>ア 規則第13条に規定する最終評価結果に対する苦情</p> <p>イ 取扱要領7に規定する評価区分の結果に対する苦情</p> <p>ウ <u>会計年度要領12に規定する評価結果に対する苦情</u></p> <p>第3条～第4条 (略)</p>	<p>宮代町立小中学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応実施要綱 平成19年教育長決裁</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、埼玉縣市町村立学校職員の人事評価に関する規則（以下「規則」という。）<u>第13条及び埼玉縣市町村立学校職員の人事評価実施要領（以下「実施要領」という。）10</u></p> <hr/> <p>並びに人事評価結果の昇給及び勤勉手当への活用に関する取扱要領（以下「取扱要領」という。）7の規定に基づいて、宮代町立小中学校職員の宮代町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）への苦情の申出及び相談についての対応に関し必要な事項を定め、もって宮代町立小中学校職員の人事評価の公正性・公平性の確保に資することを目的とする。</p> <p>(対象となる苦情)</p> <p>第2条 対象となる苦情は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 苦情申出</p> <p>ア 規則第13条に規定する最終評価結果に対する苦情</p> <p>イ 取扱要領7に規定する評価区分の結果に対する苦情</p> <hr/> <p>第3条～第4条 (略)</p>



第5条 (略)

2 (略)

3 (略)

(1) 第2条(1)ア、ウの苦情の申出者及び苦情の対象となった校長その他の関係者から事情を聴取し、事実の確認を行うとともに、審査会への報告その他審査会からの指示事項を処理する。

(2) (略)

(苦情の申出等)

第6条 申出者は、実施要領10

(1)、会計年度要領12(1)及び取扱要領7の規定に基づいて、学校名、職名、氏名及び苦情の内容(当該申出者に係るものに限る。以下同じ。)を記載した文書(以下「苦情申出書」という。)を、前条第2項の規定により指定された調査員が指定した日に、自ら教育委員会に持参して提出するとともに、調査員からの求めに応じて、苦情の内容について説明しなければならない。

2 第2条(1)ア、ウの苦情の申出は、校長からの最終評価結果又は評価結果に対する説明(再説明を含む。)を経た後に、教育長が定める苦情の申出の期間(以下「苦情申出期間」という。)内に行うものとする。

3 (略)

第7条 (略)

(報告及び対応の決定)

第8条 審査会は、第2条(1)ア、ウの苦情申出について、対象となった評価ごとに審査を行い、その結果を次により区分し、審査結果及びその理由について、教育長に報告するものとする

第5条 (略)

2 (略)

3 (略)

(1) 第2条(1)ア\_\_\_\_の苦情の申出者及び苦情の対象となった校長その他の関係者から事情を聴取し、事実の確認を行うとともに、審査会への報告その他審査会からの指示事項を処理する。

(2) (略)

(苦情の申出等)

第6条 申出者は、実施要領10

(1) \_\_\_\_\_及び取扱要領7の規定に基づいて、学校名、職名、氏名及び苦情の内容(当該申出者に係るものに限る。以下同じ。)を記載した文書(以下「苦情申出書」という。)を、前条第2項の規定により指定された調査員が指定した日に、自ら教育委員会に持参して提出するとともに、調査員からの求めに応じて、苦情の内容について説明しなければならない。

2 第2条(1)ア\_\_\_\_の苦情の申出は、校長からの最終評価結果\_\_\_\_\_結果に対する説明(再説明を含む。)を経た後に、教育長が定める苦情の申出の期間(以下「苦情申出期間」という。)内に行うものとする。

3 (略)

第7条 (略)

(報告及び対応の決定)

第8条 審査会は、第2条(1)ア\_\_\_\_の苦情申出について、対象となった評価ごとに審査を行い、その結果を次により区分し、審査結果及びその理由について、教育長に報告するものとする

<p>る。</p> <p>(1) 校長の行った評価を妥当とするもの。</p> <p>(2) 校長に対して再評価の指導を要するもの。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p>(結果への対応)</p> <p>第12条 教育長から第2条(1)ア、<u>ウ</u>について再評価の指導を受けた校長は、教育長が指定する日までに、申出者についての再評価結果を教育長に提出し、その写しをもって、速やかに申出者に開示するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第13条～第14条 (略)</p> <p>(苦情の相談)</p> <p>第15条 相談者は、実施要領10(2) <u>及び会計年度要領12(2)</u>の規定に基づいて、別に定める苦情の相談の期間に学校名、職名、氏名を明らかにした上で、電話により相談を行うものとする。</p> <p>第16条～第17条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>る。</p> <p>(1) 校長の行った評価を妥当とするもの。</p> <p>(2) 校長に対して再評価の指導を要するもの。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p>(結果への対応)</p> <p>第12条 教育長から第2条(1)ア<u>__</u>について再評価の指導を受けた校長は、教育長が指定する日までに、申出者についての再評価結果を教育長に提出し、その写しをもって、速やかに申出者に開示するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第13条～第14条 (略)</p> <p>(苦情の相談)</p> <p>第15条 相談者は、実施要領10(2) <u>_____</u>の規定に基づいて、別に定める苦情の相談の期間に学校名、職名、氏名を明らかにした上で、電話により相談を行うものとする。</p> <p>第16条～第17条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>
---	---